

様式第五（第五十五条関係）

許可
解体業 申請書
許可の更新
(記載例)

※許可番号	
※許可年月日	

令和〇年〇月〇日

(あて先) 一宮市長

(郵便番号) 491-0000

住所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏名 〇〇自動車株式会社

代表取締役 一宮 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0586-00-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄と「事業の用に供する施設の概要」の欄は、別紙に記載してください。
名称	〇〇自動車株式会社 一宮営業所	
所在地	(郵便番号) 491-0000 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地 電話番号 0586-00-0000	
事業の用に供する施設の概要	保管場所（使用済自動車）：面積（200㎡） 最大保管量（50台） 保管場所（解体自動車）：面積（50㎡） 最大保管量（10台） 解体作業場：面積（50㎡） 床面（鉄筋コンクリート150mm） 屋根有 フォークリフト：1台 運搬車両：3台 油水分離層（4槽）：2ヶ所	

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	愛知県 名古屋市	第〇〇〇〇〇〇号 申請中（令和△年△月△日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	愛知県	第〇〇〇〇〇〇号（収集運搬）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	<p>名称：〇〇自動車木曾川廃車センター 所在地：愛知県一宮市木曾川町〇丁目〇番地 保管面積：500m² 保管量：使用済自動車（最大〇台） 解体自動車（最大〇台）</p>	

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
いちのみや たろう 一宮 太郎	代表取締役	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地
いちのみや じろう 一宮 次郎	取締役	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地
いちのみや さぶろう 一宮 三郎	監査役	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地
いちのみや しろう 一宮 四郎	相談役	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地

住民票に記載されていると
おりに氏名、住所を記載し
てください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
きそがわ ごろう 木曾川 五郎	〇営業所長	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地
びさい ろくろう 尾西 六郎	△営業所長	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
<small>いちのみや たろう</small> 一宮 太郎 <small>まるまる</small> 株式会社〇〇	愛知県〇市〇町〇丁目〇番地 愛知県〇市〇町〇丁目〇番地	500株 500株
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 住民票や商業登記簿に記載されているとおりに氏名、名称、住所を記入してください。 </div>		

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	添付した「標準作業書」とおり (以下の項目について同じ)
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法 (指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)	
油水分離装置及びためます等の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物 (解体自動車及び指定回収物品を除く。) の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

現在、保管基準を超えて使用済自動車等を大量に保管している場合は、記載すべき事項の内容がことなりますので、事前にご相談ください。

解体業の事業計画書及び収支見積書

(記載例)

令和〇年〇月〇日現在作成

1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者（〇〇商会等）から引取りを行った使用済自動車（乗用車及び小型商用車）を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品業者及び金属商会等に売却する。

解体業に伴い発生した廃プラスチック類については産業廃棄物処分業者に委託し破砕処分する。

解体自動車については、〇〇（破砕業者）に引渡を行う。

各作業時間等は別添フローのとおり。

(フロー概略図を添付)

業務時間	8:00~17:00	従業員数	3人	休業日	日曜日・祝祭日
------	------------	------	----	-----	---------

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年度	●年度実績 (3年前)	●年度実績 (2年前)	●年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	480台	510台	500台	700台
主な引取先	〇×販売(株) 〇〇自工(株)	〇×販売(株) 〇〇自工(株)	〇×販売(株) 〇〇自工(株)	〇×販売(株) 〇〇自工(株)

3 解体実績

年度	●年度実績 (3年前)	●年度実績 (2年前)	●年度実績 (1年前)
年間処理実績	490台	500台	500台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.8台/日	1.8台/日	1.8台/日

4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
3台/日	280日	840台

5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	70 台 (20 台)	保管量の上限	30 台 (30 台)
現在保管量	60 台 (20 台)	現在保管量	25 台 (25 台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で () に記入すること。

6 年間収支見積書

項 目		前年度 (年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)	16,000	32,000	32,450	46,357
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)	-2,500	-5,000	-1,400	-2,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	19,685	28,121
うち廃棄物処理委託費	エ	750	1,500	1,170	1,671
営業利益	オ=ア-イ-ウ	1,925	3,850	14,165	20,236
営業外損益	カ (主に支払利息(注))	-600	-1,200	-679	-970
経常利益	キ=オ+カ	1,325	2,650	13,486	19,266
使用済自動車等年間引取台数 (台)		500		700	
使用済自動車等年間処理台数 (台)		500		700	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)	20,000	22,500

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
平成〇〇年 〇〇月△△日	○△市役所建築住宅課 〇〇〇△ 〇〇△-△〇-〇△〇△	建築基準法	当該事業計画は建築基準法第51条に基づく特殊建築物の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇〇建設事務所建設住宅課 〇△〇〇 〇〇△-△〇-〇△〇△	建築基準法	当該事業計画は、第1種住居地域に立地しているため、作業場の床面の面積が50m ³ 以下であれば、建築基準法第48条（用途地域）の規定に適合しているとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	同上	建築基準法	当該事業計画は、工業専用地域に立地し、建築基準法第48条（用途地域）の規定に適合しているとの回答であった。 なお、建築基準法第51条に基づく許可が必要との回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	○△市役所建築住宅課 〇△△〇△ 〇〇△-△〇-〇△〇△	都市計画法	当該事業計画は都市計画法第29条に基づく開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
平成〇〇年 〇〇月△△日	○△市役所建築住宅課 ○△△○△ 〇〇△-△〇-〇△○△	都市計画法	当該事業計画は都市計画法第43条に基づく建築の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	○△市役所道路維持課 〇〇△〇〇 〇〇△-△〇-〇△○△	道路法	当該事業計画は道路法第24条に基づく道路管理者以外の者が行う道路工事等の承認は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△〇日	〇〇市役所農業委員会 ○△△〇 〇△〇-〇△-〇△○△	農地法	当該事業計画は農地法第4条に基づく農地転用の許可が必要であったため、許可申請手続きを進め、平成14年〇△月〇〇日に許可を受けました。	
平成〇〇年 〇〇月〇〇日	○△市役所環境改善課 〇〇〇〇 〇〇△-〇△-〇△△〇	自然公園法	当該事業計画は自然公園地域外であるため自然公園法第13条第3項に基づく国定公園特別地域内行為の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
平成〇〇年 〇〇月〇△日	〇〇農林水産事務所林務課 〇〇△〇 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	森林法	当該事業計画は森林法第10条の2に基づく林地開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月〇△日	〇〇市役所 〇〇課 〇△△〇 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	農業振興地域の整備に関する法律	当該事業計画は、農業振興地域の整備に関する法律第15条の15に基づく農用地区域内における開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月〇△日	〇〇港務所総務課 〇〇△△ 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	海岸法	当該事業計画は、海岸法第7条に基づく海岸保全区域の占用の許可、第8条に基づく海岸保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月〇△日	同上	港湾法	当該事業計画は港湾法第37条に基づく港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
—	—	—	当該事業を行う地番の用途地域としては、「準工業地域」となっている。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇〇建設事務所維持管理課 〇△〇〇 〇〇△〇-△〇-〇△〇△	砂防法	当該事業計画は砂防法第4条に基づく砂防指定地内行為許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	同上	河川法	当該事業計画は、河川法第24条に基づく土地占有許可、第26条に基づく河川区域内における工作物の新築等の許可、第27条に基づく河川区域内の土地の掘削等の許可、第55条に基づく河川保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。